

福岡縣礦害農村をめぐる諸問題

大田 遼 一 郎

一、概 観

筑豊炭礦地帯を中心とする北九州の礦害問題は、さきに第七國會を通過した「特別鑛害復舊臨時措置法」の審議經過を通じて、ひろく一般の關心をひき起したことは周知の通りであるが、この問題は北九州における近代的な炭礦業成立以後、少くとも四〇年乃至五〇年にわたる歴史と、複雑困難な經濟的・社會的諸側面を持つており、地方行政當局にとつても大きな農政上の課題になつてゐるのである。すなわち福岡縣における最近の鑛害地面積は、不毛地、減收地および礦毒水地をふくめて一萬一千三百町歩と稱せられ、これが縣下の總耕地面積に占める割合は約一〇%である。それによつて生ずる年々の米麥の減收は約二三萬石、大體平年作の八%に達すると算定されてゐる。炭礦採掘に伴う鑛害は、その被害を最も多くける農業にとつて、いわば人爲的・社會的な特殊の農業災害として、風水害・旱害・潮害等による自然災害

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

とは區別して考えられるべきものであるが、後者が治山治水等豫防施設の荒廢・不備のために高い頻度を示しつつあるとはいへ、性質上突發的・間歇的であるのに對して、前者は恒常的・繼續的であり、新起發生の災害も大體豫見可能で、しかも年々確實に、さらに増大の傾向と速度を以てあらわれ、これが及ぼす地域、福岡縣についていへば、三〇〇市町村のうち六二町村に、大きな農業生産上の損失と生産力の減退をもたらしてゐるのである。昭和二三年度福岡縣出炭高千四百三十萬噸、全國の約四割を產出し、歴史的にみても北九州の諸炭田のうち、筑豊炭田がその樞軸として、明治二〇年代以降紡績業の發達に、又同三〇年代官營八幡製鐵所の開設以後は、重工業の確立發展に、全國民經濟産業構造のうちにおいて果し來つた巨大な役割についてはここに改めて説くまでもないが、その躍進のかけにはたえず鑛害問題が射影され、社會事情の變化に應じて時に小さく、時に大きくうつし出されてゐたことが、想起さるべきであらう。

北九州における鑛害問題は、その視角、觀點を異にするにつれ

て、經濟的に、社會的に、法律的に、或いは技術的にとられえれるが、その諸側面を整理すれば、大要左の如きものと考えられる。

(1) 我國の炭層は新生代第三紀層に屬するが、北九州における分布は河川流域および平地に多く、従つて北海道、常盤炭田が山地探掘であるのに對して、北九州のそれは平地探掘が大部分である。その結果として地表における陥没・傾斜等が生じて、他地域にはみない礦害を形成する。戰時中の強行出炭による礦害の復舊をはからんとする「特別礦害復舊臨時措置法案」が昭和二十四年臨時國會において審議未了となり、第七國會においても難航をつづけたのは、法案が最初全國の非加害炭礦にも負擔金を課せんとしたのに對して、北海道、常盤が北九州のみの地方的問題であると反對したのが主要原因であつた。結局加害炭礦および関連企業體のみの負擔金支出として修正通過したのは、かかる探掘條件の自然的差異による礦害の地域性に基く。

(2) 炭礦業の發達は、明治五年「鎮山心得書」翌六年「日本坑法」布告によつて三池、高島等が官有官營となつて以後、殖産獎勵の名の下に、政府資金の投下によつて先進國技術が導入せられたが、明治二三年三池、田川、北海道各炭礦の民間拂下、明治二五年炭業條令の實施によつて、現在の大炭礦資本成立のための原始蓄積的な基礎を了していた。その間筑豊炭田においては、小規模の自由探掘が土着商業資本によつて行われていたが、明治一八年筑豊石炭炭礦組合が組織され、一方、中央からの投資も開始さ

れつつあつた。そして明治二四年九州鐵道（門司久留米間）、筑豊興業鐵道（若松直方間）が開通され、國內市場の創始に對應しつつあつた。その後日清日露兩役、その間における八幡製鐵所の開設、歐洲大戰の過程を経て、近代制炭業資本としての自己を聳立せしめていたが、我國の炭礦業においては英國等と異つて、山地代部分が地主ではなく、礦業種者たる炭礦資本に歸屬することによつて、大炭礦は礦區を細分し、貧劣礦區を諸負擔、斤先掘の形態で中小炭礦に譲行せしめると共に、蓄積された利潤の石炭販賣流通面、或いは他産業への轉流用によつて、長期固定資本の投下、設備の改善、探掘技術の合理化等は停滯せざるを得なかつた。このような傾向は大正一〇年の不況、昭和四年の恐慌によつて、ようやく生産技術の向上が問題とされるまでではつづいた。

(3) 以上の如き資本組成の低位性と、探炭技術、設備の後進性を長く脱却できなかったのが、我國炭礦の固有の性格であり、構造的特質であつたが、それは又終戰時までもにおける炭礦労働および労働力管理の特殊形態に照應するものであり、地底における労働災害の高率性の原因をなすものでもあつた。ここに問題とされる地表の礦害もまた、坑内災害とはもとより性質を異にするものであるが、炭礦業の同一性格から由來しているものといえるであろう。筑豊炭田の如く礦區が錯雜しているところでは、探炭技術上、切羽の集約化、後退長壁式の採用が一般におくれているが、多數の切羽をつくる舊式の残柱式への固執と、坑道の充填方式の不完全が、地表陷落等の被害をばげしいものにさせたのである。

このように鑛害の發生は採掘技術上の問題でもあるが、その被害を最小限度に喰いとめようとすれば、採掘跡充填方式の高度化^(註3)を必要とするものであり、それは又炭礦經營の企業採算面にふれてくるものである。

(4) 鑛害の現象形態は、土地に對するばかりでなく、家屋、道路、水路、井戸、堰、上下水道、鐵道、橋梁、堤防など地表のあらゆるものに及ぶが、法律的にみればそれらの物件の所有權、農地の場合はさらに耕作權等に^(註4)あたえた損害に對する賠償問題を發生せしめる。いわゆる鑛害補償である。そのうち特に重大なのは農地、殊に水田に關するものである。かくして炭礦と農民との間に補償をめぐつて交渉の歴史がはじまる。それは遠く遡れば明治三〇年代の末に及ぶ。明治二五年制定の「鑛業條令」に代つてうまれた明治三八年の「鑛業法」は、プロイセン法を範としたものであるが、母法には存在する賠償責任の規定を缺いていた。従つて鑛害の賠償は民法第七〇九條の損害賠償の請求によるのほかに、賠償請求權は何ら確立されていなかった。ここにもさきに述べた我國炭礦業の性格の初期における歴史的な重みがうかがわれるが、被害農民の側としては實際上、炭礦に對する陳情と嘆願によつて補償をかちとる外なく、炭礦側としてはいわば德義的、恩惠的措施として行ふために、いきおい農民にとつて不利なものたらざるを得なかつた。しかしながら農民のねばり強い折衝によつて、補償は大炭礦に關する限り殆ど實施され、昭和一四年鑛業法の改正によつて賠償責任の義務が規定されるまでには、事實上の

補償の體系はほぼ確立されつゝあつた。

(5) 大手筋炭礦の被害農民に對する補償は、鑛業法の改正以後兩者協定の範圍内において、大體確實に履行されるに至つたが、大炭礦の請負掘、斤先掘によるか、もしくは間屋筋石炭商に資金的に従屬する中小炭礦にあつては、經營の劣弱性の故に、補償を約束してもこれを實行しないもの、遲延するものが少くなかつた。又鑛區の錯綜、廢坑後の業者退去等による鑛業權不明のために補償をうけることのできない農民も少くなかつた。

被害農民の構成は地主、自作および小作の三階層に區別されるが、補償の初期の歴史においては、炭礦側が相手とするところは不毛田、減收田とも地主および自作であり、小作は埒外におかれていた。すなわち補償の對象は所有權であり、基準は小作料であつた。ただし自作の場合は、小作料に若干(半俵乃至一俵)を加算することによつて耕作權部分が附隨的に認められていた。かくして小作農は自己の小作地が全部不毛化した場合は、作離料、離耕料もなく、農業から脱落せざるを得ないのが通例であつた。減收田の補償についても地主取得分が多かつた。

しかるに戦前の農民運動の結果、小作農民の勢力の強い地域においては、この關係に若干の變化を生じ、小作取得分の漸次的な増大がみられつゝあつたが、戦時中の米價二重制・勢力不足によりすでにその契機をはらみつゝ、戦後農地改革の過程を通じて、補償の性格は一變するに至つた。かつて所有權本位、小作料基準であつたのが、原則的には耕作權本位、收量基準となつたのであ

る。自作はもとより小作者も、不毛地の存続する限り永久に、或いは一定年限の間、標準収量若しくはその一定割合を、生産者價格により補償されることとなつた。しかるに耕作權が消滅した不毛田に對する地主の場合は、公定小作料價格によつて補償されるために極めて僅かなものとなつたのである。ただし實際においては、かかる場合、ある地域においては地主が假裝自作として會社側に申請する例もあり、或いは又小作人が取得した分を地主と配分することもあり、原則は必ずしも貫徹されていない。

(6) 現在の補償方式・基準は過去の慣習の力によるものが多く、大手筋炭礦の間でも、又同一系統會社の炭礦間でも一致していない。戰後大手筋炭礦はこれらの不統一を是正すると共に、補償の性格を農産物の生産費計算に基いた「利潤補償」なるものにするが、被害農民の反對によつて實現していない。

補償基準が不統一となつた原因は、炭礦と農民の間の長きにわたる交渉の歴史、勢力比重を背景としてゐる。田川郡の一部においては耕作農民の力が強く、従つて補償の率も高いのに反して、大牟田地區においては低いのが對蹠的な例である。遠賀、鞍手、嘉穂、粕屋一帯はその中間とみなされる。

炭礦と被害農民の間に第三者の企在する場合、特殊な社會的努力を發生せしめたことは想像に難くないが、戰後の民主化氣運の中でそれらの勢力は漸次弱化したとみるべきであらう。

(7) 礦害の種類は大別して、陥没、河床隆起による氾濫、鑛毒

水によるものの三であるが、後二者は間接的鑛害若しくは直接の加害鑛權者不明のため補償をうけることができず、關係農民の損害と苦痛は甚しい。河床隆起は選炭水洗滌物によつて惹起されるが、その最も著しいものは遠賀川下流の西川および曲川流域である。一度大雨があれば忽ちに沿岸數町歩が氾濫して、作物に對する侵冠水害を及ぼし、また河床が出面より高いために、同時に排水不良となる。鑛毒水は同じく坑内水、選炭水を排出する際に黄鐵鑛をふくむものが多く、それが硫酸第二鐵となり、さらに水酸化第二鐵となつて沈澱すると同時に、遊離せしめられた硫酸が前記の氾濫によつて作物に害をあたえるばかりでなく、土壤を著しく酸性化せしめるのである。これも同様に西川沿岸に生ずる特殊の鑛害であるが、相手炭礦が小炭礦の理由もあり、被害農民は全然補償をうけることなく慘憺たる状態にある。遠賀川の改修工事は建設局によつて計畫立案されたが、經費の關係で大規模のものは早急に實現不可能な現状にある。

(8) 鑛害が農業および農民の生活に及ぼす影響は、小土地所有と經營の零細性を性格とする農業の特質によつて、極めて複雑深刻である。土地および農業用施設の沈下・傾斜等の結果として、基本的生産手段たる耕地の損亡、従つて又經營規模の絶對的縮小による農業生産力の低下、灌排水設備農道等の變動破壊、保水用の手あぜ立て、季節的労働量の集中的投入等による追加努力及び費用の増大、傾斜のため畜力・機械力導入の不能等農業經營上大きな損害をこうむる。さらに經營規模の縮小は労働力の構成を變

化せしめると共に、兼副業への依存度を強め、時として離農を餘儀ならしめる等、農業構造上に及ぼす影響は少くない。他方、補償金収入が農家經濟の生産若しくは消費面に果す役割も輕視できないが、それらを總合して、鑛害が全體として農業經營・農家經濟を困難ならしめつつあることは疑ない。しかし被害の程度、進行狀態、補償の多寡等の外に、鑛害地の占める立地條件によつては、炭礦町村に對する蔬菜販賣等による經營の集約化をはかりつつ、根強い順應を示しつつある例もあり、又一般に北九州重工業地帯と大小炭礦の存在は、兼副業農家にとつて通勤、他出の機會が比較的容易であることから、立地條件にめぐまれぬところ、鑛害の甚しいところでも、農家性格は變りながらも生活程度からみれば、必ずしも困窮一色とはいえず、地域と階層によつて雑多な相貌を呈している。一般に鑛工業の發達と、鑛害の發生進行によつて、これら農民層の變化・分解がどのような特殊な構造を以てあらわれているかが、農業經濟上、大きな研究課題としてよこたわる。なお、これに關連して、鑛害地における侵冠水、或いは逆に地下水涸渇による旱田化の場合の作物に及ぼす影響、それらに強い品種の選擇、特殊の栽培技術、鑛毒水および土壤變化の分析とその處理對策、陥没地利用方法等の農業技術上の諸問題も、研究の日程にのぼる。

(9) 戦後の食糧統制、事前割當供出制度の下において、鑛害は新しい困難な課題を提出した。すなわち耕地面積の問題としては第一に、水没によつて完全に不毛化した鑛害地は農業計畫の對

象から除外されることになるが、食糧行政面におけるそれら不毛地面積の正確な把握が從來なされていなかったこと、割當決定後にも陥没は進行してその面積は増加する場合があること等である。第二には、不安定耕地たる減收田の面積把握が非常に困難なことである。陥没、傾斜の進行のほかに、水没地からの侵水、風水害、河床隆起等による出水の結果、減收地面積は査定時よりも増大の傾向がある。もつとも早晩の年には、逆に不毛水没地が一時的に減水して減收田化することもあるが極めて例外的である。面積の不確定に加えて、收穫量の不定性が問題を一層錯綜せしめる。鑛害の結果としての減收割合を事前に豫測することは殆ど不可能である。食糧法第八條の災害補正申請の規定はあるが、實際問題としては補正米措置にまつ場合が多く、若しその枠が農民なり農調委員會の要望額に満たない場合は、事態は紛糾する。事實、一三年、二四年とも問題化した。隣縣佐賀縣などでは供出が圓滑に遂行されているのに對して、福岡縣のみが然らざる原因の一つに、鑛害地の耕作面積および收穫量の不定性があることを強く指摘されている所以である。

この問題は又農民の側からいえば、供出を完遂するために保有米部分を提供して還元米配給をうける場合、その価格は公園拂下價格であることと、保有量喰込みによる飯米不足分をヤミ値購入しなければならぬことが非鑛害地帯の農民に比して不利であるうえに、さらに炭礦の補償金算定が生産者公定價格を基礎にしており、鑛害なかりせば得らるべき收穫量のヤミ値部分が失われている

ることと共に、鑛害による間接的な損害だとみなしている。

(例) 鑛害はまた、農地改革の遂行過程においても特殊の問題を提起した。自作農創設特別措置法第五條および令八條において「鑛山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの」は、市町村農地委員會が政府において買収することを不相當と認めた場合は、買収しないことが規定されているが、「陥没の虞あるもの」の認定が問題となつたのである。不毛地は農地とみなされず、買収から除外されるのが當然であるが、陥没進行中の減收地若しくは現在通常の耕地であつても、近き將來において陥没を豫想せられるものについて、一般地主の所有地は殆ど買収されていつたのに對して、炭礦所有の社有地には特殊の取扱が行われた。鑛害の發生以後、炭礦は年々の補償支出を打切る目的で、被害耕地を早期のうちに買収して社有地とすることがひろく行われていた。もちろんそれ以外に、硬滓棄敷地、炭住敷地、自給菜園その他礦業用地のための買収はあつたが、鑛害地の買収は相當面積に達していた。すなわち炭礦側の補償對象面積五、五四二町のうち一、一二三町（不毛田四四一町、減收田五三五町、畑一四七町）は社有地となつている。炭礦はそのうちの減收田を安い小作料で農民に貸付けている場合が多かつた。農地改革が實施されるや、炭礦側は縣農地部に對して、不毛地は勿論、減收地も健全なる農地とは認められぬから、鑛業用地、自給農園等と共に買収から除外されたいこと若し買収された場合は、市町村農地委員會がこれを健全な農地とみなしたものであるから、炭礦は過去及び將來の賠償に責任のな

いものと史料する旨を申入れた。これに關して二二年三月農政局および石炭廳生産局から通牒が發せられ、鑛害地及び礦害豫定地は買収から除外すべきことが指令せられた。尤もこの通牒は關係方面の承認を得られなかつた。かくして福岡縣農地部においては「鑛山地帯における農地制度改革に對する指導要綱」を決定し、行政措置としてこの問題を處理することとなつた。結局、鑛害地炭礦用自給菜園、開墾地、事業用地、同豫定地の買収除外に關する基準を一應明らかにしたものであるが、そのうち社有地は、買収時期の被害程度により對價賠償の基礎たる貸賃價格を下げて買収すると共に、買受者は買収時期の被害程度においては、被害の補償を要求し得ないものとされた。一般に鑛害地においては農草の際、上田ではなく下田が多く取上の對象となり、地價も亦不毛田が普通耕地よりも高いという逆な現象がみうけられる。ここでも所有者たる炭礦はできる限り安く賣り、買受者たる農民はできる丈高く買おうというのであるが、それらの一切の証は補償金にあるのである。社有地の問題をめぐつては、農民・農調委對炭礦の間に種々紛糾はあつたが、大體において、炭礦側も妥當なものはこれを承認したということができるようである。

(四) 被害耕地の復舊に關しては、昭和初年の鑛業法改正運動の途次、耕地整理法及び開墾助成法等の國庫補助および縣費補助を得て、同八、九年頃小面積について行われたことがあり、又炭礦側においても局部的に實施した場合もあるが、その範圍は極めて微々たるものにすぎなかつた。陥没地の復舊については、福岡縣

においても昭和二十一年五月、鑛害対策協議會を設け、鑛害地復舊五ヶ年計畫を樹立し、同三三年閣議決定をみた配炭公園ブール資金による國庫補助及び縣費補助を以て、陥落著しきもの又は進行中のものを除いた七、四五〇町を對象とし、工費約二八億六千萬圓を授け、二四年から二八年にかけて復舊計畫を實施することとなり、若干の工事が着手されたが、二四年配炭公園の廢止によつて本計畫も頓挫せざるを得なかつた。然るに今回實施の臨時措置法によつて、復舊費總額五〇億圓、年一〇億圓、五ヶ年計畫を以て國費三分の二、地方費、鑛業權者三分の一負擔により、資源廳管轄下に大規模の工事が起されるに至つたことに對して、被害農民は當然大きな期待を寄せている。が復舊對象の主なもの耕田である限り、單なる土木工事でなく、農業土木工事の性質をもふくむものとして、土地改良、耕地整理、水利調節等が有機的に結びつけられ、農地の復元が最も效率的に行われることが望ましい。

(四) しかし、前記の法律によつて復舊されない被害地、すなわち戰時中以前のもの、特に鑛業權者不明のもの及び今後發生するもの等の復舊の問題が依然として残る。この點に關しては、現行鑛業法の規定が金錢對價賠償主義^(註5)であつて、原狀回復の義務を課していないために、同法改正の要望が農民の間にも強いわけである。現在の賠償は不毛地にしろ、減收地にしろ、收穫豫定に對する作物補償^{II}生産物賠償であつて、農民はいわば喪失利益農業所得の補足分としてうけ取り、實際にはその一部は農業の再生産に

あてられるが、大部分は農家經濟の赤字埋めとして使われ、到底復舊資金としての蓄積の源泉にはなり得ない。とすれば、結局、全般的復舊の問題は國家的・社會的見地に立つて解決する外はないのであるが、これが鑛害に對する最後の、最大の問題として残るのである。

以上が福岡縣鑛害問題の素描的な一般的概観である。われわれの研究は、そのうち特に農業および農民の生活に對する影響の側面を取出して、その解明への示唆を得んとするにあるが、地域的な事象であるとはいへ、複雑多岐な社會的關連性をもつ對象の性質と、この種の研究が今まであまり試みられなかつた關係から、本論は多分に限定的な、又問題提起的な意味合のものであることをこゝわつておきたい。

註1 福岡縣鑛害対策協議會調査による昭和二三年現在の鑛害被害面積の内譯は左の通りである。

不毛地	一、五七五町
鑛業權者不明不毛地	九一
五割以上減收地	二、二一九
五割以下減收地	五、〇四六
鑛業權者不明減收地	五四四
減毒水被害地	一、八二五
計	一一、三〇〇
福岡縣總耕地面積	一二七、八九八

福岡縣礦害農村をめぐる諸問題

因みに年次別總被害面積は次の如くである。

大正六年	二、七九五 ^可
大正八年	四、五〇九
昭和二年	五、九五三
昭和四年	七、〇七八

(昭和二年分までは縣農會調査、昭和四年は
九大澤村教授調査數字)

註2

筑豊炭田の成立過程および炭鑛業の發達については遠藤正男氏『九州經濟史研究』、柳瀨徹也氏『我國中小炭鑛業の從屬形態』等參照。

註3

九大農學部澤村教授『福岡縣に於ける炭鑛業に因る被害の實狀調査』(昭和四年の調査に基き農政局より刊行されたものであるが、福岡縣鑛業問題を包括的に調査された唯一の文獻)、徳富正孚氏『石炭』等參照。

石炭採掘の結果、地底の壓力ドームが擴大すれば遂に地表に達し陥落が起る。筑豊炭田で普通の第三紀層ならば深度千尺の坑内採掘の影響は約一ケ年後に地表にあらわれ(坑道の深度、炭丈、陥落の開始年次、繼續年限および停止安定、に關する研究としては三井山野鑛業所皆川順藏氏の詳細な報告がある。)

深度が非常に大となつて一定限度に達すれば無害深度が想定されるが、今日までの經驗範圍ではまだ發見されていない。採掘の結果として、坑内の端から外方に龜裂を生じ

て地表に達する傾斜を破斷角度と稱しているが、陥落の影響範圍は地質等の狀態にもよるものの、採掘跡を基點として大體破斷角度六〇度の豫定線を以て劃された區域である。

採掘跡充填は、無充填、部分充填、全充填の三に分かれるが、材料はボタまたは土砂岩石が使用される。充填方法は手詰めによるものと動力を用いるものがある。後者は又機械充填(乾式)、流砂充填(濕式、サンドフラッシング)、空氣充填の三種類があるが、我國では最後の方法は行われていない。流砂充填は三池、大之浦等で採用されている。此の方法は陥落を輕減せしめるにも效果があるようであるが、深度が大となると排水費に多額を要する。

註4

鑛害補償費は石炭生産費のうちで少なからぬ比重を占める場合がある。補償額支拂の最も大きいといわれる三菱新入坑においては、補償費は生産原價の七%に及ぶといわれている。

註5

昭和一四年鑛業法改正に際して、同法の母法たるプロイセン法においては、鑛業上の作業のため土地所有權又はその從物に損害をあたえたときは、鑛山占有者は一切の損害に對して完全なる賠償をなすの義務を有する (Verpflichtet vollständige Entschädigung zu leisten) と規定されているのであるが、我が鑛業法の賠償責任の義務規定はこれによらず、英米法に準じて對價賠償主義を採つたこ

とが注目される。(福岡縣廳吉岡卯一郎氏報告稿による)

二、鑛害狀況の一例

鑛害狀況がいかなるものであるかを示すために、たまたま報告者が鑛害農村實態調査のためにえらんだ嘉穂郡穂波村の場合を述べよう。

(一) 村の特徴

本村は嘉穂郡北中部にあり、筑豊炭田の中心地である飯塚市に南接する炭礦村および近郊村である。地勢は平均標高四〇米以下の平坦地帯で、穂波川が村内を南北に流れ、飯塚市において遠賀川に注いでいる。村の中央に立てば平坦部の周邊、臺地丘陵の境目に、ボタ山、堅坑やぐら、大煙突の聳立が各所に眺められる。すなわち東部には井華炭礦(元住友)忠隈坑、東南部に三菱飯塚炭礦、明治鑛業天道坑、北西部に日鐵二瀬炭礦中央坑、西部には同じく日鐵洞野坑という、いずれも筑豊屈指の大炭礦のほか、振興、久恒の小炭礦も存在している。一方、忠隈、日鐵附近の田畑に眼をやれば、池のような水溜りが隨所に散見される。これが筑豊炭田一帯には殆どどこにもみられる水浸化した陥落地である。水の中から草地だけが島のようにあらわれているのは、幾度かの盛土、土あげによつたものであらう。十數年前までこの村にあつた飯塚競馬場も今は水底に没しているとのことである。水

びたしになつた麥畑もある。一見荒廢の景觀であるが、部落に近づけば石垣づくり、煉瓦塀をめぐらした農家も珍らしくない。尤もその塀にも龜裂が入つたり傾いたりしている。どこの庭先にも濡床木框の苗圃があり、さかんな蔬菜栽培ぶりである。鑛害村といへばただちにミゼラブルなもののように想像されがちであるが決して單純一概にそうとはいひ切れないことが感じられる。

穂波村は昭和二年二月現在で戸數七、九一〇、人口三、九八三六という大村である。但しそのうち八二%が「その他の非農家」となつており、その大部分は炭礦従業員である。農家戸數は同年度で七〇三戸、全體の八%にすぎない。商業及び運輸業五%工業二%という數字も炭礦從屬業務の比重を比す。二二年の人口密度は一方村當り二、三五六人で嘉穂郡下でも最高、ただし農家人口密度は一方村二八五人で普通である。二五年炭礦關係の村内にある戸數四、四二九、人口二、三、七三三で、村全體に對する比率はいずれも五五%を示し、そのうち飯塚炭礦が半ばを占め、次いで忠隈、日鐵二瀬その他となつてゐる。

各炭礦の事業概要を示せば第一表の如くである。これら炭礦の地位をみれば、福岡縣炭礦總數一五九、内筑豊炭田一三一、さらにそのうち飯塚地區五九であるが、日鐵二瀬は同地區内において二二、二三の兩年度とも出炭最高で、飯塚、忠隈は六位、八位を占めている。

土地の狀況は總面積一、五五三町八、八・一センサスによる耕地面積四二六町二で、うち田三八二町一、畑四四・一町である。總

第1表 穂波村内炭礦事業概要

炭 礦 名	礦 業 權 者	開設年次	昭和 22 年 度		昭和 23 年 度	
			出炭高	礦 員	出炭高	礦 員
日鐵炭礦	日鐵礦業	明治39年	451,107 ^屯	6,234 ^人	610,236 ^屯	7,040 ^人
三菱飯塚炭礦	三菱礦業	大正5年	219,600	3,714	261,210	3,744
忠限炭礦	井華興業	明治27年	173,200	2,623	201,600	2,792
振興炭礦	振興鐵業	-	23,819	435	-	237
久恒炭礦	久恒鐵業	-	46,905	930	50,550	1,068
		-	47,168	345	48,363	366

注 出炭高、礦員數は九州經濟調査會編『九州地方現勢調査資料6 石炭産業I』による。

福岡縣礦害農村をめぐる諸問題

面積に對する耕地の比率は二七％、田の畑に對する比率八九・七％となる。一毛作田の比率は一九・六％で筑豊炭田地帶では濕田率三〇％以上ののぼるところが七〇％も占めることくらいえば、その割合はむしろ低い方である。これは後述の如く礦害の發生が村として全般的でなく局部的であることにもよる。

この村の二大特徴は、さきにみた如く大手筋の炭礦が集中していること、小都市ながら人口五萬の飯塚市に隣接していることである。礦害の歴史も古く、又部分的に陥没の程度もはげしいが鞍手郡古月村にみるように、全村の半ばが沼のように水没化している程甚しくはない。復舊計畫も一部進行中である。さらに農業經營の方面でも、礦害部落は蔬菜生産地として集約度の高い經營を行い、かなりの収益をあげている。又關係炭礦も大手筋が主であるため補償の方式および支拂狀態もわるい方ではない。それらを總合してみれば、礦害村としてはむしろ好條件にめくまれた地帶の典型である。

(二) 礦害の種類および形態

一において述べた如く、礦害の種類を大別すれば(イ)陥没、(ロ)河床隆起による氾濫、排水不良、(ハ)礦毒水、(ニ)煙害、の四に分たれるが、さらに細別すれば傾斜、龜裂、地下水滲漏(水脈切斷等による)が(イ)の系列に加えられる。

(イ)の種類による礦害の状態としては、耕地の場合、濕田化、水没化若しくは反對に水源、水脈の涸渇による旱田化を現出する。(ロ)は選炭水等の沈澱物が河床に堆積することから起る。(ハ) 礦毒水には選炭汚濁水・微粉炭流入等をふくむ。

本村の場合の礦害は、陥没、傾斜による水没化、濕田化および旱田化、特に前の二つが大部分であつて、礦毒水、煙害はない。縣下の礦害としては最も普遍的な型に屬する。

(三) 村の礦害沿革

本村に鑛害の發生したのは約五〇年前、明治三〇年代からである。村の部落數は大字一五であるが、そのうち堀池部落に忠隈炭鑛の陥没があらわれたのが最初の記録である。大正の中期から末期にかけて、舊八幡製鐵二瀬炭鑛の陥没が秋松、枝國、辨分、小正、若菜の各部落にわたつて廣汎にひき起された。しかし陥没が最もはげしくなつたのは日華戰爭後であつて、戰時經濟の進行に伴つた採掘跡無充填による強行出炭の結果である。すなわち當時までは充填の密度も比較的高かつたのが、生産割當強制のための切羽の増加、地表に近い炭層の採掘、技術の低下等の要因も加わつて、陥没激化に拍車をかけたのである。戰後、充填作業は改善されたが、依然陥没は局部的には進行中である。

かくして一五部落のうち、多かれ少かれ鑛害をうけているのは秋松、堀池、枝國、辨分、小正、樺、忠隈、樂市、太郎丸、平恒、若菜の一部落に達するが、そのうち被害程度の最もはげしいのは秋松、堀池、枝國で他はそれほどではない。村の古い鑛害統計は明らかでないが、九大澤村教授調査によれば昭和四年當時の本村被害地面積は左の通りであつた。

稻作地(表作地) 裏作地

不毛地 被害 被害 被害 計 被害 被害
 五〇%以上 三〇%以上 三〇%以下 計 被害 被害
 二六〇町 二二〇町 七〇町 三三〇町 三三〇町 三三〇町

すなわち當時の不毛地は一六町程度であつたのが、戰中戰後から現在にかけて被害面積がいかに増加しているかを示すのが第2

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

第2表 戰後における穂波村水田被害面積

	無被害地	不安定耕地	小計	水没地	合計
昭和20年	町 280.5	町 70.0	町 350.5	町 42.0	町 392.5
21年	250.1	90.0	340.1	50.0	390.1
22年	250.3	90.0	340.3	50.0	390.3
23年	247.7	92.5	340.2	50.0	390.2
24年	233.9	99.6	333.5	58.1	391.6

註 穂波村役場調査による。

表である。
 昭和四年當時と比較すれば、終戰當時までの一五年間に水没地面積は二倍半以上を増し、さらに二〇年後の二四年には四倍近くに増加し、戰後の陥没進行も決して停止していないことを示している。水没地や不安定耕地の面積把握は困難でこれらの數字は必ずしも正確とは考えられないが大體の傾向をうかがうには足るであらう。

戰後五ヶ年間に一六町の水没地増は當然それだけ水田面積の減少を伴うが、それと同時に水没地に接續する傾斜地や排水不良の濕田すなわち減收地『不安定耕地を増大せしめ、従つて又無被害地面積を一層縮少せしむる結果となつてゐる。

かくして一六町の水没地増が不安定耕地一九町増をもたらし、無被害地四六町減を生ぜしめている關係が注目される。礦害地の水没地増大が單にそれだけに止まらないで、不安定耕地の擴大と無被害地の遞増を伴うという傾向が、一應指摘できるであろう。

さらに昭和二十四年の不安定耕地（水田）九九・六町の收穫割合別面積をみれば次の如くである。

收穫割合	減收	減收	計
收穫皆無	五〇%以上	五〇%以下	
三・六町	四一・三町	五四・七町	九九・六町
(三・六%)	(四一・五%)	(五一・九%)	(一〇〇・〇%)

收穫皆無をふくめて減收五〇%以上の面積が四五%に達する。昭和四年水没地（不毛地）一六町であつた場合、不安定耕地（減收地）五三町に對する減收五〇%以上は一三町步であつたから、その割合は二四%にすぎなかつた。水没地増、不安定耕地増がさらに又減收割合をも遞増せしめていることが注目される。

なお、上記の不安定耕地に對する礦害狀態別面積は次の如くである。

	排水不良	灌溉不良	冠水	水没	その他	計
米	一町	五四・七町	四一・三町	三・六町	一町	九九・六町
麥	二六・〇町	一町	三六・〇町	一町	一町	六二・〇町

稻の場合、減收五〇%以下は灌溉不良、同五〇%以上は冠水によるものであることが明らかとなる。

第3表 穂波村部落別耕地及水没地面積（昭和24年）

部 落 名	當初耕地面積 (A)	水没地面積 (B)	B/A	總水没地に對する 水没地の割合
樂忠若	反 690.9	反 29.1	4.2	5.0
枝 平	176.1	0.8	0.5	0.1
太 小	60.7	37.5	61.8	6.5
辨 秋	502.0	50.5	10.1	8.7
堀 南	212.7	40.8	19.2	7.0
天 棟	302.9	2.2	0.7	0.4
安 恒	549.9	4.5	0.8	0.8
計	391.3	36.7	9.4	6.3
	347.5	52.9	15.2	9.1
	614.6	240.9	39.2	41.5
	365.4	85.1	23.3	14.6
	82.3	-	-	-
	71.7	-	-	-
	330.5	-	-	-
	384.3	-	-	-
計	5,082.8	581.0	11.4	100.0

註 穂波村役場資料により作成。

四 部落別鑛害狀況

鑛害の狀態が採掘坑道の關係上、局部的に不均等に發生進行することは當然であるが、本村全部落の耕地面積（田畑）と水没地面積を、昭和二十四年度についてみれば第3表の如くである。

全村一五部落のうち全く鑛害のないのは四部落であるが、面積は秋松、堀池に最も多く、次で辨分、椿、枝國、若菜、小正、樂市となつており、太郎丸、平恒、忠隈の臺地地帯は極めて僅少である。が部落の耕地面積（水没前）に對する水没地の割合をみれば、日鐵二瀬に近い若菜が最もはげしく部落の三分の二近くが陥没したことを示し、次いで秋松、堀池、枝國、辨分となつてゐる。しかし若菜はもとと耕地も少く鑛害も古い時代に起つたもので、現在は殆ど安定してゐるのに對して、秋松、堀池は耕地も被害地も多く、又被害割合も高い點で鑛害部落の代表的なものともなされる。

四 鑛害の農業生産に及ぼす影響

鑛害が本村の農業生産と供出にいかなる影響を及ぼしているかを検討してみる。この村の戦後五ヶ年の水稻生産及び供出の割當と實際をみれば第4表の如くである。

終戦後の混亂や年次の豊凶はしばらく別問題とする。割當と實際の關係のみについてみれば、二〇年から二三年迄は兩者は一致していた。しかるに二三年にそれが崩れ、二四年に至ると離れ方

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

第4表A 穂波村水稻生産及供出割當

		縣（地方事務所）當初割當數字			
		面積	反收	生産量	供出量
昭和	20年	358.4	1,490	5,640	3,555
	21年	345.1	2,017	7,271	3,131
	22年	341.8	2,158	7,451	3,989
	23年	354.5	2,286	8,201	3,977
	24年	367.9	2,281	8,483	3,897
	年々				

B 同上水稻實收高及實際供出高

		農調委員會査定數字			
		面積	反收	生産量	實際供出量
昭和	20年	358.4	1,490	5,640	3,555
	21年	345.1	2,017	7,271	3,131
	22年	341.8	2,158	7,451	3,989
	23年	340.4	2,276	7,748	3,823
	24年	351.1	2,072	7,297	3,237
	年々				

がさらに甚しくなつてゐることが問題である。尤もこれは本村ばかりでなく、多かれ少かれ縣下全般の傾向であつたが、特に鑛害村の場合は事情が錯雜する。作付面積は二〇年から二三年まで減少傾向にあつたのが、二四年度は逆に急増し、生産割當も亦増加してゐたのが、縣下をおそつた風水害の關係で、實際供出量には割當供出量に對する一割七分の減免が行われた。それでもまだ同年度の村からの補正要求量一、一八六石に對し縣からの補正割當六六〇石で、差引五二六石不足となつて、その分は保有量に喰込んで供出されたものである。同年度には風水害のほかの特殊

池」の役割を演ずる。さらに風水害の場合においても、農業共済保険とは別に、減収量は鑛害補償によつて保障される點が普通的地帯とは異なる。とはいえ旱魃よりも風水害の頻度ははるかに高いから、鑛害地農業が氣象的影響に對してより不利な條件にさらされていることはいふまでもない。

かくして鑛害地帯に對する事前割當が、一般の地帯と同様に取扱われるべきか否かが問題となる。それはしばしばみずからを不幸にするばかりではなく、他をも不幸にする。鑛害地の減収が甚しかつた場合、限りある補正量を大きくこれに「割當」てれば、他の地帯にひびく。それをしない場合は鑛害村が喘ぐ。二四年度産米の補正量と還元米をめぐつて紛糾を極めた所以である。

六 鑛害補償および復舊

一、本村における主要炭鑛の補償方法

〔日鐵「瀨炭鑛」〕

◎戰前の補償方法

不毛田に對しては、從來の小作料に半俵乃至一俵を加えて（當時玄米三斗四升俵）地方取引相場による米價換算の上、土地所有者に支拂つた。減収田に對しては、炭鑛側において一筆調査を行い、見積減収量を査定して土地所有者に支拂つた。減収田を小作人が耕作していた場合は、地主は取得した補償金を全部小作人に渡し、その代り從來の小作料を徴収していた。そのため天災等による不作の場合にも小作料の減免は行われなかつた。

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

不毛田の小作人は無償で作を離れるのが普通であつたが、まれに一年乃至三年間小作人名義を持続せしめ、地主はその取得した補償金と小作料の差額を小作人に渡す場合もあつた。

◎戰後の補償方法

秋の收穫前に一筆毎に立毛検査を行い、平均標準収量と各筆減収量とを査定する。不毛田に對しては平均標準収量を、減収田に對しては減収量を補償する。その際の對價は、耕作者すなわち自作者、小作者に對しては三等基準米の生産者價格で、地主に對しては公定小作料價格である。補償金は毎年二月、三月にわたつて支拂われ、その金額は農協の各人貯金勘定に振込まれる。

小作地が減収化した場合は問題ないが、小作地が不毛化したときは、向う三ヶ年は小作人が補償をうけとる。その後は地主が取得する。ただし小作人がうけとる三ヶ年間は耕作者として生産者價格によるが、地主取得となれば小作料價格である。この三年間という期限については、戰前若干の地主が小作人に補償金をあたえていた期間の慣行が、いわば裏返された形で一般化されたものである。後述する如く戰後他の地域では、このような年限を定めずに小作人が永久に補償を取得するところもあるが、それらの相違は地主、小作の力關係による。

この炭鑛の補償は、戰前から表作だけで裏作はみないことが一つの特徴である。その代りに基準量の査定は可成り農民側に有利に評價して、他炭鑛との均衡をとつてゐる。かりに反當収量六俵（二石四斗）と査定されれば、自作および小作者の場合、二四年

度においては不毛田反九千圓見當となるが、(この炭礦の不毛田の場合、實際は生産者價格の八五%程度が補償率になつてゐる。)地主の場合は一八〇圓にしかない。従つて自作者は耕地水没化の際には、ただちに耕作を放棄して補償を取得せんとする傾向があるのに反して、小作人の場合は盛土してでも耕作をつづける。作つてゐる間は減収田として補償されるが、不毛化すれば三年以後には補償から離れなければならぬからである。

◎復舊工事 日鐵三瀬について特記すべきは、穂波村の礦害地に對して復舊工事が計畫され且つ實施中であることである。會社側としても新規ボタ棄敷地に困難を感じてゐたことと、農民側においても被害耕地の復舊ばかりでなく、道路、宅地の復舊に對する土砂代りとしてボタをほしいという地元要望が一致して、二四年秋から當初計畫資金約七百萬圓で着工した。本計畫により秋松、樺、辨分の水没地にボタが運搬投入される。耕土復舊のための表土は、遠笠川から採取したいとの炭礦側の意圖である。

このボタ棄轉用によつて復舊される被害地域は渴水不毛田もふくめて、秋松、樺、辨分、枝國、若菜、太郎丸、樂市の各部落にわたる約三〇町であつて、すでに二四年度には辨分の一町三反が復舊された。同年度の復舊費は反當平均四萬圓であつたが、二五年は二〇町復舊を目標とし、反當八・九萬圓を要する見込である。工事施行に際しては、沈下の安定している土地、表土繰りの利くところをえらび、傾斜地と水没地を組合わせて反當経費の低下をはかつてゐるか、注目すべきは工事をなるべく被害部落の請

負として、工事が農民の手におちると共に、農閑期の勞力が利用されるように考慮されてゐる點である。さらに農民自身の手によつて復舊が行われれば、盛土、整地、表土繰り等の點で、耕地としての復元が最も効果的に行われるとのことである。この復舊工事の方式は、單に被害農民の救済に役立つばかりでなく、農村における「雇傭」の創造と、土木工事に立つて農業土木面の効率化を有機的に結合してゐる點で、極めて示唆的である。

被害地が復舊されるに應じて補償金は減額される。但し最初二年間は深田で牛馬耕が困難なこと、肥料を多量に要すること等の事情で、その打ち切り期間には長短がある。

復舊に對する農民の態度としては、一部地主のうちには耕地化すれば農事によつて買収され補償金を失うという懸念があり、又耕作農民の中でも、食糧事情が緩和されれば農業の利得が減するために、むしろ水没地として従來のままの補償金をうけたいといふ利己的な氣分もないではなかつたが、一般には復舊への要望が強い。底土がボタであるために保水力は弱いが、たとえボタだけでも五、六年も経過すれば表面は風化して入豆位は植えられるとのことである。事實炭礦地帯の相當期間を経たボタ棄地には農業計畫對象外の麥作付がかなり行われてゐるようである。

〔井華忠限炭礦〕

この炭礦の被害地は穂波村のほかには飯塚市、稻葉町にわたる總計一七〇町に及び、そのうち不毛地は七〇町である。

創業が古いだけに陥没のはじまつたのは前述の如く明治三〇年

代からであり、補償交渉の體系が整つたのは明治四一年以降である。陥没のピークは終戦直前で、年平均一米の沈下をみた。現在はボタ充填を行つてゐるために、陥没は比較的緩慢化している。

この炭礦の特徴的な點は、明治三八年當村唯一の關係地域である堀池部落の被害地に對して、一時打切補償をしたことである。

買取とは異なるから所有權の移轉は行われなかつた。しかしそれによつて當部落に關する限り、地主の補償請求權は打切られ、その後交渉の結果耕作者に對する補償のみが行われている。最初は作物別の實害補償であつたが、この方式は農民が西瓜などをつくつて高い補償料を請求する傾向を生じたので、大正一〇年頃作物の種類にかかわらず表作稻、裏作は麥によるとの原則を確定した。

右のような特殊事情下にある堀池部落は別として、戦前の補償對象は地主および自作で、小作との關係は地主自身が解決することになつてゐた。現在は他炭礦同様、耕作者本位に轉換してゐる。

なお、この炭礦の補償に關する他の特徴としては、標準收量の査定を、秋の收穫期ではなく田植直後に、田面の高低、傾斜、侵水、排水等の状態を總合して一等から一〇等級に分ける。若しそれ以後に著しい變化があつた場合は再査定を行うこともあるが、植付後の手入れ、管理の如何によつて左右されない、被害の程度は出來高によつて影響されないという見解をとつてゐることである。炭礦側としては、農民が手入れを怠つて減收量を多額に要求することを防止する建前のようである。

收量査定の場合は、不毛田自作者三斗四升俵の六俵、すなわち二石四升である。裏作は最高反當四斗とする。減收田補償の平均は三斗四升俵の二俵である。不毛田補償率は、生産者價格の七〇％餘である。打切田の補償は日鐵二割に比して下廻るが、非打切田については表、裏作を平均すれば大體同程度とのことである。

〔三菱飯塚炭礦〕

當炭礦は事務所と炭住を村内に設けているが、探掘地域は稻築町、飯塚市にあつて、被害地も大部分はそれらの地域であり、本村の部分は極めて少い。しかし飯塚地區にある代表的炭礦の一であるために、參考までに補償方法の概要を記す。

戦前の補償は地主および自作に支拂われてゐた。但し小作地の場合は大體地主四、小作六の割合に配分されてゐた。

戦後一應耕作者本位となつてゐるが、依然地主がうけとる場合も残つてゐる。その際の配分割合は、耕作者が強ければ地主が公定小作料をとつた残りを小作人に渡すこともあるが、大體において地主二、小作八程度に變化してきてゐる。耕作者の地位がまだ弱い地域の適例である。

補償金額は、不毛田については一等から四等に分けてゐるが、收量基準を戦前同様、自作と小作に區別して、差等をつけてゐることが注意される。自作の一等は最高二石最低一石四斗、小作最高一石七斗最低一石二斗で、小作者に對して一割四、五分見當低率となつてゐる。完全に耕作權本位に轉化してゐるのではなく、戦前の所有權本位の考え方或いは慣習が痕跡をとどめてゐるとみ

第5表 不毛田補償率(昭和24年)

炭 礦 名	反 標 準 收 穫 高 (A)	當 補 償 石 (B)	補 償 率 B/A ×100
三菱飯塚	石 2.23	石 {自作田1.70 地主田1.50}	76 67
△ 勝田	2.20	1.32	60
△ 大谷	2.20	1.32	60
△ 上山田	2.00	1.26	63
三井山野	2.40	1.53	64
△ 三池	2.60	1.40	53.8
△ 田川	2.35	2.35	100
日鐵二瀬	3.434	1.958	57
井華忠隈	2.40	{自作田2.04 小作田1.32}	85 55
麻生芳雄	2.38	1.53	63
明治豊國	2.40	1.60	66.6
△ 赤池	2.343	2.10	89
日炭高松	2.566	1.283	50
大正中島	2.40	{自作田1.83 地主田1.45}	72 58
杵 島	-	-	50

- 註 1. 水田表作米のみに限る。
 2. 標準收穫量は礦害前における當該地の平均收量、若しくはその地域の無被害田の平均收量によつて定められる。
 3. 等級別によるものは、その中位を代表的なものとして採られた。
 4. 不毛田補償の米價率は減收田補償の場合の公定生産者價格より下廻る場合が多い。従つて實際の補償率は本表の補償率よりさらに低下している。

古月村の炭礦關係は三菱新史は極めて特徴的である。所有權對耕作權確立の係争告によれば、同村における經濟學部都留大治郎氏の報告によれば、典型的に示している事例は、鞍手郡古月村の場合である。九大

補償の性格とその變遷傾向を最も明瞭に、典型的に示している事例は、鞍手郡古月村の場合である。九大

るべきで、それは同時に戦後の補償の實際についてみても、地主がうけとる場合があることと、小作との配分割合に照應するものであらう。
 減收田は落差によつて一等から八等に分ち、最高一石四斗最低一斗五升である。裏作補償の基準は、不毛最高反六斗、減收最高反四斗となつてゐる。不毛田補償率は生産者價格の七二%である。
 二、補償率および補償方式の變遷傾向
 以上の如く、大石筋ながら各炭礦によつてそれぞれ補償方式を

異にしていることが明らかとなつた。これらの炭礦の補償率が他の主要炭礦に比してどの程度の地位にあるかを知るために、九大經濟學部花田仁伍氏が鑛害對策炭礦連盟編の「鑛害賠償關係統計表」(昭和二十四年三月)によつて作成された大石筋十五礦の不毛田補償率を第5表として掲げる。
 三井田川と明治赤池の補償率が高く、三池、高松等の低いことが注目され、同一系統資本であつてもこのような差があることは冒頭にも述べたように長きにわたる交渉の歴史を背景とし、その地域の社會事情、慣習、農民、努力などの複合されたあらわれであらう。當村内の三炭礦は三菱飯塚が若干高く、日鐵二瀬と井華忠隈はほぼ同程度で平均乃至それよりやや低目に位置している。

入坑および鞍手炭礦であるが、同村の補償基準は、表作を無收田と減收田に分ち、さらに前者は初年度の無收田と第二年度以降の舊無收田に、後者は一等から六等被害に區別される。補償高は無收田の場合、耕地整理地七俵、未整理地六俵、舊無收田の場合、耕地整理地五俵半、未整理地四俵半である。今、舊無收耕地整理の場合を例にとれば、五俵半の内譯は小作料三俵、耕地整理費一俵、自作手當一俵半となつてゐる。全被害地は本來地主自作地として取扱われていたわけである。

昭和六年補償開始の際、交渉委員はすべて地主であつた。被害が減收の程度に止まり、耕作可能の間は小作權は存続される。すなわち最もすんだ減收田一等被害（補償三俵、最高小作料）でも地主は小作料だけの補償をうけとり、小作は收穫を全部取得できるからである。この場合、小作は何ら補償にあずからなかつた。しかし被害が小作料分以上に進行すると無收田と判定されて、小作者は土地を地主に引き上げられることとなつた。このような例が頻發するに従て、當然小作者側から強い補償要求が起つて來た。

かくして昭和一〇年に第一次協定が地主、小作間に交された。

それによれば從來小作は全く補償の埒外におかれていたのを（一）新無收田については地主が六割六分を、小作は三割四分とその年の裏作補償を全部取得すること、（二）無收田第二年以降は地主の管理とすること、（三）減收田については地主は表作の五割五分を、小作は表作四割五分と裏作全部を取得すること、が定められた。無收

田第二年以降は依然として地主が取得するところであるが、新無收田の配分割合が、小作にとつて低いながらも明文化された。しかし補償金の受取者はやはり地主であり、そこに恣意の殘存する餘地があつた。

しかるに昭和十五年、全國的な小作料低下と生産者の地位向上を背景としながら、第二次の協定がなされた。その内容は（一）減收田については地主は附口米および補償二割、小作人は表作の補償八割および裏作全部とその比率を顛倒せしめ、（二）無收田についても從來第二年度以降は小作人の介入の餘地は全くなかつたのが、五年間補償金取得の保障をなし、又補償率内容の決定についても從來地主取得分であつた自作手當一俵半が小作人に移行することとなつた。さらに又特別の事情がない限り被害田を地主が引上げないこと、補償金は區事務所において配分すること等が協定された。從來地主の手を通ずる分配を部落共同分配に改めて、そこに恣意、不渡等の存する餘地をなからしめた。

第三次の改定は戰後昭和二年に行われたが、これによれば減收田の補償は昭和二年度より小作人が全額取得する。昭和二四年度以降の無收田は小作人の耕地權を確認し、補償金のうち地主の取得する小作料を差引いた殘額は小作人が取得することが決定された。そして諒解事項として「今後においては過去の行きがかりや感情を捨て、心機一轉、部落共同體精神に立脚し、明朗村建設に相互積極的に協力」することが申合はされた。

以上の古月村の事例に比較すると、穂渡村の日鐵二瀬關係の小

作者の耕作權確認は三年間だけであるからほかに弱く、三菱飯塚關係の稻築町地主小作の場合などは、多分にまだ戰前的色彩を残しているわけである。古月村がこのような経過をたどつたのは、被害がはげしく且つ廣汎に進行したこと、小作型の村である

松部落の農業構造および經營形態について、報告者は今春實態調査を行つたが、これに關する詳述は縣下鑛害地農業の一般的構造を取扱う別の機會にゆずることにして、ここでは統計等を省略し、分析による結果の概要のみを記す。

上に被害が小作人の殆ど全部をまきこんでいつたことなどのためであると考えられる。

三、關係炭礦別補償金

穗波村被害農家に對する關係炭礦の昭和二四年度補償金額は第6表の如くである。

第6表 穗波村關係炭礦別補償金（昭和24年）

炭 礦 名	關 係 面 積	補 償 金 額	係 數	平 均 一 戸 當 金 額
日鐵二瀬	157.1	7,268,806	326	22,296
忠隈炭礦	27.1	954,722	54	17,680
天道炭礦	12.0	53,607	12	4,467
久恒炭礦	4.2	189,789	21	9,037

註 關係面積中には減收田をふくむ。

日鐵二瀬關係では一戸當りの補償額最高十五萬圓に達するものがあり、忠隈では同十萬圓とのことである。日鐵關係では本村農家の半數近くが多かれ少かれ補償をうけていること、忠隈の分では堀池部落の殆ど全戸に及んでいることが注目される。

三、鑛害諸村の農業構造

(一) 穗波村の場合

前記の如き鑛害をもつ穗波村と、その代表的な鑛害地帶たる秋

全村の八%餘にすぎない農家戸數の一戸當り經營面積は六反三畝で、縣平均の七反四畝より下廻るが、耕地の四割が水没化している秋松部落になると五反三畝にすぎない。全村の農家前の自作別構成は、自作三三%、自小作一七%、自小作一六%、小作三四%となつており、縣郡の平均に比すれば自作、自小作が低く、小作の割合が可成り高くなつてゐる。同じく全村の經營規模別構成は、五反未満四七%、五反一町三五%、一町以上一八%を示し、縣、郡平均に比すれば、五反未満が上廻り、一町以上が著しく下廻る。従つて村全體としては、一應小作型、零細經營化進行といふことができる。自小作別の一戸當り經營面積をみれば、自小作のみが一町以上で、自作および自小作は六反餘、小作は三八畝であるが、その自小作農家數の割合が低いことは、鑛害による耕地の全體的縮少のために、小作地借入を以てしてもなお自作層の全體的前進には限界があることを示すもののようである。

しかるに秋松部落をみると、農家前の自小作別構成は、自作三七%、自小作三二%、自自作一四%、小作一七%というように、全村の場合とは全く逆に自作比重の高さと小作の低さによつて對蹠づけられる。經營規模別にみれば、五反未満五二%、五反一町三六%、一町以上一二%と、下層のあつさと上層のうすさが、

全村に比べてさらに顯著で、それだけ零細化が進行していることを物語る。後述する古月村の如く水没のはげしい村では、零細化と共に小作化が進んでいるのに反して、同じ村内でも最も水没の多いこの部落が、何故に村とは反對に自作化を進行せしめたかの理由は、この部落に——全村的にもそうであるが——社有地が全くないために、耕地喪失によつてふりおとされてゆく小作層を受けとめる基盤がなく、自作層をのみ残存せしめていつたこと、今一つはこの部落が穂波村隨一の集約的な蔬菜經營によつて、自作、自小作層としての經濟的な農家性格の維持を可能ならしめていつたことにあると考えられる。ここに單純には律しえない鑛害地農民層分化の特殊な構造がある。さらに水没が經營の縮小に及ぼす影響について、水没前の經營面積と現在との比較を部落七〇の全農家に對して行つてみたところ、かつて一町以上の農家（最大は二町二反であつた）が三二%を占めていたのに、現在は僅か七%（農事前の一二%からさらに減少、現在の最大は一町二反）に減少し五反未満はかつて二八%であつたのが、現在は五一%というようにはげしい減少ぶりを示している。中層の五反一町は割合としては比較的變化がないが、いわば「溜り場所」で、上層は中層に、中層は下層へと轉落している傾向を示す。上層からいきなり下層に落ちこんだ農家は殆どない。水没地は部落七〇戸のうち五九戸、八四%までが所有し、小作以外は多かれ少かれ全部、補償對象の不毛地を持つてゐる。終戦後の經營面積變動も、依然として停止しない耕地水没化——最近五ヶ年で部落農家の二割がさ

らに水没地を増加せしめた——を主軸として、農地改革を通じての一般的傾向たる土地引上・譲渡貸借等が、耕地の稀少性の故に一層刺激されつつ極めて複雑錯綜した分化の進行——全般的に縮小化増大、上層農家の減少、中層および新規農家をもふくめて下層増大の傾向——を示した。

鑛害による經營面積の縮小、農業生産の低下は當然兼業率を高め、全村で五五%と、縣、郡の平均より高いが、秋松部落になると六六%に達する。これは三反未満層において八割までが、三反一町層において六割迄が兼業農家であることによる。兼業の種類も秋松部落においては第一種、第二種を通じて他産業をいとなむもの一戸にすぎず、他はことごとく公職員勤務と賃労働に従事で、そのうち賃労働が又兼業の七割を占める。賃労働のうち半ばまでは炭礦若しくはその關係業務である。炭礦賃労働従事は當然五反以下の層に多いが、その形態は炭礦村通勤農家に共通の坑外における工作、運搬、選炭、雜役等であり、従つて又兼業収入の低さから、農業収入種類別をみても、下層農家の農業収入依存度は小さくない。農業勞働力構成は、常備が少く、臨時傭の比重が極めて高い。特に鑛害部落においてその度合が著しいが、傾斜田における田植時の水の配分統制、灌漑路、農道の補修、保水用手あぜ立て、除草手勞働等の季節的ピーク時における鑛害地特有の勞働需要による。自家農業勞働力構成も、村全體では一町五反まで、秋松部落では一町層までは、女子の比重が高く、壯青年男子の兼業面への流出を示すものである。農機具については、戦後イ

ンフル過程を通じて電動機および動力脱穀機の導入状況は著しく、全村においてセンサス當時の倍を示し、秋松部落においては終戦時一町以上層に四臺しかなかったのが、現在二六臺、利用戸數三十六戸に躍増しているのが注目される。但し五反一町層においては殆ど二戸乃至三戸での共有である。牛馬も三反未満をのぞき大が所有しているが、馬が多いのは飼料關係のほかに、石炭坑木等の運搬に利用せられるためである。

經營形態において最も特徴的なものは、蔬菜作收入四割以上の農家が全村において七％、秋松部落では三四％に達することである。同部落の自給農家三九％、稻作收入農家二〇％で、自給は五反以下層に、稻作は五反一町層の一部分だけにかたより、同層の上層と一町以上は蔬菜作を主形態とすることが劃然としている。このことは他の堀池、枝國の鑛害部落にも大體共通した傾向である。飯塚市場に近いという立地條件にもよるが、鑛害による耕地の減少が、蔬菜經營による集約化、土地利用の高度化を促進せしめた。しかしそれを可能にさせた條件としては、残存耕地の配分、地代、勞力等の點でそれに堪えうる自作層が、鑛害部落の優勢階層であつたことである。

自作、自小作の上層、全體の三分の一が近郊蔬菜作商業農民で、中層農家の一部、全體の五分の程度が稻作という形態は、炭礦村若しくは鑛害村としても特異性をあらわしているものであるが、それらの上層農家とても水没化の進行と共に耕地を縮小せしめつつあり、中層への轉落と、兼業飯米下層農家の停滯増大と

いう鑛害農村としての一般的傾向は、やはり貫徹されているのである。

〔二〕 他の鑛害村の場合

(イ) 鞍手郡古月村^(註) さきに補償の性格とその變遷傾向について述べた際に、この村の事例にふれたが、本村は鑛害のはげしさにおいて縣下最大とみなされている。昭和四年水没開始直前の耕地三七六町が、現在は三八八町と半減しており、一望茫々たる沼の觀を呈している。現存耕地のうちにもなお多大の減收地がある。しかるに農家戸數は當時三四三戸、現在三三九戸と殆ど變りがない。一般に農家戸數の減少がみられないことは、穗波村秋松部落についても同様であり、鑛害地の一特徴である。一戸當經營面積も、秋松と同様に、かつて一町餘であつたのが、現在五反五畝となつてゐる。生産力も當然減退し、かつて遠賀川下流沃野の耕地整理地として「古月米」の産地をはこつたのが、當時の五千石臺から現在はようやく二千石を上下するにすぎない。ところでこの村の農業基礎構造の大きな特徴は、經營規模構成としては二四年の數字で、五反以下五七％、五反一町二八％、一町以上一五％で、下層が壓倒的比重を占めていることで、穗波村の如く中層に停滯するよりも、さらに下層に落ちこんでしまつてゐる。分解は一層深刻に進んでいるのである。それと共に自小作構成も、農革前自作二八％、自小作一〇％、小自作一二％小作五〇％というが如くに、秋松部落とは反對に小作比重が非常に高い。このこ

とは種波村と異つて全村耕地の五分の一までが炭礦（三菱新入、鞍手坑）の社有地となつており、不在地主や没落農家が農地を手離す場合、これを引受けるものは炭礦であつたことが、前進農家をも小作層に滞留せしめたのである。しかし又小作層の高い比重と勢力が、他の鑛害諸村と異つて、戦前すでに補償の性格と方式を小作層に有利に展開せしめた所以でもある。

このような農業構造を示す鑛害村は、経営面においては一部非鑛害農家を除いて、最早農業労働を老幼女子にまかせて自給飯米農家化しつゝ、兼業率六九%という高い割合で、世帯主と壯青年を通勤者として八幡、黒崎等の北九州重工業地帯におくりだしている。補償金が農業の再生産に投ぜられる割合は少く、むしろ家計費の重要部分を構成する。大規模の復舊と、遠賀川改修工事が行われぬ限り、補償と通勤によつて生きる鑛害村の典型的な村である。

(ロ) 鞍手郡鰐村^(註2) 古月村に境を接する鰐村も鑛害の激甚さにおいて著名であるが、この村は三菱新入坑關係の陥没のほかに、坑外排出の鑛毒水と、西川河床隆起による氾濫の競合という點に特徴がある。耕地面積三〇八町のうち不毛地一二九町、減收地一四一町で、全くの無被害地は二%にすぎぬ。従つて村の一〇%を占める農家のうち、六七%は兼業農家であり、さらにそのうち九五%までが主として新入坑に依存する賃銀労働従事者である。しかし自小作構成は、農革前自作二〇%、自小作二八%、小自作二一%、小作三一%で、小作比重は古月村に比べて案外低い。

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

又經營規模構成も五反未満三九%、五反一町三六%、一町以上二五%で、これ又中上層のあつみが残されている。このことは鑛毒水と氾濫の關係で一毛作田六三%という數字が示す如く、減收地は多いが、陥没による完全水没地は耕地の三分の一程度で古月村よりは少く、耕地残存率の高さから古月村よりは分解が緩慢化されていると考えられる。

(イ) 鞍手郡西川村^(註3) この村は地表の陥没による被害ではなく、ボタ洗水の鑛毒水と西川氾濫による排水不良の複合である。さらに加害炭礦が小炭礦であるために、補償金が全くないという村の典型である。耕地面積三七三町に對し不毛地八〇町、二割餘で被害としては特に大きい方ではないが、補償金が得られぬ被害農民は、地元小炭礦に低賃銀労働で依存するか、八幡、直方等へ通勤する外はない。

しかるに自小作構成をみれば、農革前自作三七%、自小作二一%、小自作一七%、小作二五%で、鰐村以上に自作比重が高く、小作が低い。又經營規模別構成も、五反未満三九%、五反一町三五%、一町以上二六%で、これ又中小層の厚みが著しい。このことは鰐村同様、或いはそれ以上に不毛地比重が小さいために、分解が緩慢であることを示すものであろう。しかしそのことは、一毛作田六五%という濕田の異常な大きさと、補償収入の缺如によつて、中下層農家の兼業依存度が大きい（六四%）ことを否定するものではない。

(ロ) 田川郡方城村^(註4) 村内には三菱方城と明治赤池の大炭礦が

あり、従つて農家數も二〇%を占めるにすぎないが、耕地三三四町中不毛地二五町、減收地二一五町で、さらに不毛地のうち水浸地は一五町と、その占める比率は極めて低い方である。この村の農家前の自作小作構成は、自作二〇%、自作小作二%、小自作二一%、小作三七%で、若干小作比重が高いが、經營規模構成は五反未満四二%、五反一町四五%、一町以上一三%で、上層がうすく、五反一町の中層が比較的優勢で、自作、自作小作この層に最も多く集中されている。自作中層が支配的であつたことは、この村の補償の歴史を「農民的形態」たらしめ、又明治赤池をして三井田川に次いで最も高い補償率を支拂わしめている社會的基盤であると考えられる。と同時に、この村が毎年田川郡下で供出第一の成績を占めることも無關係ではないようである。蔬菜作も行つてゐるが、炭礦需要の四割をみたす程度で、今後なお發展の餘地がある。

以上若干の事例のみによつて、縣下六〇餘の鑛害町村の類型を規定することはできないが、少くとも上記の諸例から、農民階層の分化は、水浸地の多寡が決定的要因で、古月村の如くその甚しいところは分解がはげしく、反對に方城村の如くその少いところは緩慢であり、鑛、西川村の如く鑛毒水や河水氾濫の甚しいところもそれだけでは、分解が比較的緩慢であることがみちびき出されるようである。穗波村は全村の場合、いわば中間型であるが、秋松部落の如く水浸のはげしいところで、しかも自作比重と

五反一町規模の比重の高いのは、社有地のないことと、蔬菜作のさかんなこと等の特殊事情によるもので、それは又しかし一町以上層が極めて少いことのうちに、鑛害農村の一般性の特徴化せしめてゐるのである。

鑛毒水や排水不良による鑛害は、農民層の分解に直接的影響はないが、農業生産力の減退のほかに、補償金の有無、多寡などの要因も加つて、兼業率特に賃労働兼業率の増大によつて、中下層の農家性格を著しく變化せしめつつあることを上記の諸例は語るものである。

註1、2、3、4 前掲各村については、今春鑛害村實態調査に参加された九大經濟學部津留大治郎氏(古月村)、同農學部田代隆氏(劍村)、同農學部伊東勇雄氏(西川村及び方城村)の中間報告稿を参照していただいた。右報告は他の諸氏の研究と共に、いずれ公表される豫定である。

四、結 語

北九州における鑛害の本質は、自然的形態においては陥没、鑛毒水等による物理的・理化學的變化の現象であるが、社會的事象としてみれば、わが國炭礦業の構造の弱いくれた面である長期固定資本の相對的低位性、採掘技術、地表災害防除のための充填方式の後進停滞性等の諸要因が——このことは近代的大規模經營の炭礦においてさえ、近年まで特徴的であつた——地上におい

てはこれ又一層弱い、というよりは比較にならぬほど劣勢な、小土地所有と零細經營によつて規定される農業の構造的特質との連關・接觸面において、しかも農業の側の全く一方的な受身の形において生起し繼起し來つたものといえるであらう。若しこれが廣大な農地の上に生じた陥没であるならば、それは大きな社會經濟的な問題にはなりえなかつたであらう。又、採掘と充填の方式が合理化されていたらば、被害も最小限度に止まつてゐたであらう。そのいづれをも缺いてゐたところに、或は缺かざるを得なかつたところに、いわば宿命的な鑛害の性格があつたのである。

このような基盤の上に發生し進行してきた鑛害に對して、被害農民はどのように對處してきたか。又かれらによつて營まれる農業はどのような形態をつつてきたか。最初の問題については、一方において炭礦と被害農民、他方において被害農民の構成分子たる地主、自作および小作階層間の補償をめぐる交渉の歴史、補償體系の性格、その變遷傾向の問題としてとらえられた。被害農民というよりは地主と自作の要求に對して、事實上、慣習上の德義的措置として行われていた初期の補償から、昭和四年よりやく賠償責任が法律的に規定せられた中期を経て、更に戰爭末期から戰後にかけて一應耕作權を中心として確立せられるに至つた後期。現在までの補償の沿革は大體そのように特徴づけられる。

被害農民が、いわゆる「沈みゆく村々」の上で、ひびき來る地底のマイトの音をききながらいとなんで來た農業の構造、經營の態樣とその變化について、若干の鑛害村の場合を觀察してみた。

福岡縣鑛害農村をめぐる諸問題

それは鑛害の結果として起る經營耕地の喪失が主軸としてつらぬきながらも、階層および農家性格の變化に及ぼす作用が、決して單純一様ではないことを示した。鑛害の種類、被害の進行程度、補償の方式、炭礦の土地所有關係等が複雑な影響を及ぼすのである。農業經營の形態についていえば、一般に消極的・受動的で無策であるが、穗波村の鑛害地帯が蔬菜部落としてみずから轉化し確立せしめてゐたことは、鑛害地農村の一つの方向として示唆的である。それは背烈な外部條件に對する農民の強靱な適應抵抗の一例をなすものであらう。しかしこの場合でも、それをなし得たのは經營條件の可能な一部農家のみであり、その發展にも限界があること、不安定要因の進行と共に轉落の機會さえも少くはないことが豫想される。とはいへ不安定の中での相對的な安定要因を助長促進することが要請される限り、穗波村の事例は、他の鑛害村についても類似的條件の下では多大の參考とされねばならぬであらう。

次に、鑛害地に對する一般的、包括的な當面の問題としては次のようなことが考えられる。

第一に、補償方式の合理化と基準の統一である。現状においては中小炭礦、鑛業權者不明、鑛毒水被害の如きそれぞれ解決困難なものをふくんでいるが、補償を實施しつつある炭礦相互の間にも大きな相違がある。大手筋炭礦はこれを「適正賠償方法」によつて利潤部分の補償に統一せんと試みているが、補償の計算基礎を農産物生産致に求めんとするのは一歩前進であるとはいへ、事

情を異にする過去の生産費や、非礦害地帯の生産費を援用するものであつてはならないであらう。減收地の場合の追加労働、追加費用、不毛地の場合の「喪失利益」の評価等の複雑な問題をふくむ礦害地農業の實態が究明されると共に、實際の生産費計算を基礎とすることが必要であらう。

第二には、現行食糧供出制度の下における礦害地帯に對する事前割當の問題である。不毛地および不安定耕地たる減收地の面積が年次、季節、氣象狀態等により變動があるため、その正確な把握が困難であること、收穫量についてもまた、陥没、傾斜の進行河川若しくは鑛毒水の侵水氾濫、それに伴う冠水害、土壤變化等によつて極めて不確定であることによつて、事前割當と實際の收穫量とはしばしば大きな喰いちがいを生ずる。その場合の減免、補正米、保有量の問題とからんで食糧行政上の困難を惹起しがちである。これに對する合理的な方法、施策が講ぜられねばならぬ。

第三には、鑛害地農業に對する農業經營、技術對策の確立、滲透である。たとえば從來淺い陥没地における蓮根、茼の栽培、養魚池への轉用等が部分的に行われ來つたが、成功したとはいえないようである。陥没、不毛の甚しいものは復舊によるほかにないが、減收地における栽培技術にはなお多分に研究の餘地がある。土壤・鑛毒水の分析、耐水若しくは耐旱品種の選擇、灌排水方法の改善、農作業の合理化等が考慮せられる。農業經營についても耕地の集約、土地利用の高度化、勞働力配分方法の改善、生産手段體系の效率的使用、收益の増大確保等の鑛害地に適應した特殊

の方式が研究さるべきであらう。

以上はしかし不毛地、減收地の存在、鑛害の進行を前提としての現状對策である。

根本的な鑛害對策はいかにあるべきかが、最後の問題である。

先づ被害の發生、進行を輕減、緩慢ならしめることであるが、それは一に炭坑側の炭層選擇、深度、充填方法の如何にかかる。かつて鐵と共に基礎産業として王座にあつた石炭の地位は、新たな國民經濟の中にあつて、どのような場合に定置されるかは別問題として、炭坑業の合理化は一層強力に推進されんとしている。それに伴つて技術、設備の合理化もまた行われるであらう。若し充填方法の改善が一層高められるならば、それだけでも被害の程度は減少するであらう。

が、炭坑側が毎年の補償支拂が少なからぬロスであるにも拘らず、從來復舊に對して積極的でなかつたのは、補償費が價格のうちに轉嫁され得たことはしばらく措くとして、現行鑛業法の規定が對價金錢賠償主義であつて、原狀復舊を法律的義務としていないことによるといわれている。農民はもとより自力で復舊する力を持たない。補償は收穫豫定に對する作柄補償であつて、復舊の積立分はふくまない。そして農民の強い要望は「補償より復舊へ」である。戦時中の特別鑛害は今次の臨時措置法によつてある程度復舊されるが、一般鑛害に屬するものに對する復舊の保障はない。單に被害農民の救済ばかりでなく、國土保全、農業生産力の確保、農業資本の維持育成の見地がそのまま適用されるとすれ

ば、鑛業法改正問題の検討と共に、鑛害地の復舊は一應その枠の中に入れて考えらるべきであろう。しかし又、鑛工業と農業の經濟計算、復舊に要する莫大な投下資本の効率等を考えれば、問題はしなく簡單ではない。(二五・八・三〇)

(九州支所研究員)

附記 本稿執筆にあたり、今春九州支所の委嘱によつて鑛害問題の研究および實態調査にあたられた九大農學部澤村康教授をはじめ同農學部田代隆氏、伊東勇雄氏、同經濟學部津留大治郎氏、花田仁伍氏および福岡縣廳吉岡卯一郎氏の研究、調査報告稿によつて多大の教示をあたえられたことについて、深い謝意を表する。